

労働契約法の 無期転換ルールへの 対応と実務

本格化まであと5カ月!
今、準備すべきこと



参加
無料

日時 平成29年10月31日(火) 13:30~ 受付
14:00~16:00 セミナー・グループコンサルティング

会場 エル・ソーラ仙台 大研修室 仙台市青葉区中央1-3-1 AER28階
仙台駅西口すぐ

定員 30名(1社1名まで) **対象** 経営者、労務・人事担当者
*先着順となります。 *途中退席の方のお申込みは、ご連絡申し上げます。

お申込み方法 セミナーのお申込みは電話・FAX・Eメール、HPにて承ります。下記のお問い合わせ先に、
①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。
※FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

セミナー概要

労働契約法が改正され、2013年4月から有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換できるルールが施行されました。無期転換への申込みの本格化が見込まれる2018年4月まで残り5カ月となりますが、経営者、労務・人事担当者が労務管理上、今、何をすべきかを具体例を交えて、社会保険労務士が解説いたします。

14:00~15:00 **労働契約法の無期転換ルールへの対応と実務**

セミナー (60分) **講師** 大江 広満 仙台市雇用労働相談センター代表相談員
特定社会保険労務士(社会保険労務士法人めぐみ事務所代表社員)

15:00~16:00 **グループコンサルティング(60分)**

数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマに関する質疑等を通じて理解を深めます。

主催 仙台市雇用労働相談センター

FAXでのお申込みはこちら **022-267-5632** 仙台市雇用労働相談センターあて

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	

※申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(10月31日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

仙台市雇用労働
相談センターとは

働き方に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

■ お問い合わせ

仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階 アシ☆スタ交流サロン内

TEL 070-3811-9119/070-3811-9120 (受付時間 平日 9:00~17:00)

E-mail info@sendai-elcc.jp ホームページ http://sendai-elcc.jp/

ELCC

検索

営業時間 / 平日9時~17時 土日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く